

地より今の木、新保へ移轉せしなるべし。三箇屋版の六用集に、常福寺専光寺の末とあり。此は今の寺地をいへるもの也。

○木、新保畑地

此の地は、常福寺の北隣なる地也。寶曆八年の金澤圖に接木畑と記載し、畑地の北隣を篠嶋典膳、其の隣は前田圖書の邸地なるよし見えたり。一説に、此の畑地は、一柳監物殿禁錮の跡地にて、此の園を取毀ちたる後、畑地に命ぜられしなり。といへり。按ずるに、是は杜撰の説なるべし。

此の畑地は利常卿の時世より藩の畑地にて、昔は此の地邊都て畑なりしかば、一柳殿預けられし時、畑地に禁錮所を建てられ、其の後も追々諸士の邸地と成り、或は町地となり、追々畑地減少して、僅に後々まで御畑と稱し残れるもの也といへり。改作所舊記に載せたる延寶六年十二月金澤廻畑地取調書に、二ヶ所木、新保御畑。とあり。此の畑地は會所奉行の支配なりけり。十二冊定書會所條目部に、木、新保并會所御土藏後之御畑、會所より支配仕り、柿、梨、くるみ等にて出来宜時分、御畑番人斷次第もがせ上之。右御畑

に柿八本、梨拾一本有之。柿は市平、大和、梨はひのみこ井放生寺也。大和柿は宜時分番人斷次第御用所及案内、指圖次第もがせ、御在國之砌は御次へ持參上之。御留守年は御用人衆へ致案内、御廣式へ差遣。九月頃は御寺杯へ被遣由。右御畑に有之鶏頭花、菊其外畑物は、御畑番人自分にて賣る。給銀等之ため如此。又葡萄は、伊藤孫太夫垣のためにさへ置候。又、毎年春中に而も、會所奉行不殘、御横目共、御畑見分に罷越。などあり。また享和三年十月の達書に、

木新保御畑に有之候菓、年々實出来之様子、是以後相公様不及申上、都而中將様に申上候様被仰出候。且右御畑に、近年相公様御好に而爲御植之分、實出来之様子、御露地方より申上候得共、何とか木故障等之節者、尤相公様へ可申上旨被仰出候事。

亥十月

按ずるに、利常卿の時は菓實を好み給ふ故、金澤市中暨郡地にも柿木畑など多かりしかど、薨逝後追々廢止に相成り、後々迄存在せしは、此の木、新保の畑地のみなりしが、

是も天保年中に廢せられ、諸方より取寄せ植えしめられし名木の柿木などは、城内二丸へ移させられ、跡地は諸士の邸地と成り、その殘地を地子地と成し、町家を建てたり。

○畑地番人

溫故遺文に載せたる御畑番人取扱方伺書に、御植木畑之木取拂ひ、段々侍屋鋪に相渡り申に付、御畑番人共住居無御座、迷惑仕候。何茂微妙院様御代已來御畑に被指置、先年御扶持可被下旨に御座候へ共、植木之間畑を作申様に奉願、御扶持方之儀御斷申上候由に而、今以其通に罷在候。然所に御畑上り候へば、ひしと迷惑仕候間、割場附小者、小使小者など之内、何に成共被召置被下候者、忝可奉存候。年寄申者はせがれ、弟など御奉公相勤候様に仕度奉存候。左様之儀も難成事候はゞ、侍屋敷に相渡り申候御畑之餘り地之内、町並近き所二三ヶ所に成共相集、家下程地子地に被仰付被下候者、少分之商仕度由、私共迄奉願候。

一、割場小者、小遣小者、召抱候儀、割場奉行中に相談仕候處、各様御指圖無御座候得而は、難召置由申候。右願之

内、何に而も被仰付被下候様仕度奉存候。以上。

十一月廿一日

福嶋權兵衛
神戶孫丞
津田三郎左衛門
津田彌市右衛門

本多安房様
前田佐渡様
奥村伊豫様
奥村因幡様
村井出雲様
横山筑後様

右は、貞享の末元祿の初頃の伺書なるべし。さて此の木、新保なる畑番人の事は、十二冊定書會所條目部に、木、新保御畑番人勘右衛門・市郎兵衛。右會所支配に付、觸等有之節申聞候。寛保元年九月廿日夜木、新保御畑に盗人入、大和柿等盜取候に付、番人ねらひ居、則召捕置候旨、相斷に付、番人口上承届盗人は御畑番人に預け置、翌朝御月番に相達候處、公事場に可相渡旨に付、則御畑番人指添、公事場に